

東京学芸大学情報処理センター規程の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
<p>第1章 総則 <u>（設置）</u> 第1条 本学に、東京学芸大学情報処理センター（以下「センター」という。）を置く。</p> <p><u>（目的）</u> 第2条 センターは、学内共同利用施設として、<u>学術研究の推進、図書館システムの拡充、情報処理教育その他学内の情報処理の推進に資することを目的とする。</u></p> <p>第3条 〔省略〕</p> <p><u>（職員）</u> 第4条 センターに、センター長及び専任教官のほか、必要な職員を置く。 2 前項に定める職員のほか、必要に応じて、兼任教官を置くことができる。 <u>（センター長）</u> 第5条 センター長は、本学専任の教授のうちから第6条に定める運営委員会の推薦に基づき、学長が任命する。 2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。 <u>（事務室）</u> 第5条の2 センターに、事務室を置く。 2 事務室に関する規則は、別に定める。</p> <p>第2章 運営委員会 <u>（運営委員会）</u> 第6条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。 <u>（審議事項）</u> 第7条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) センターの運営の基本方針に関する事項 (2) センター教官の人事に関する事項 (3) センターの予算に関する事項 (4) その他センターの管理運営に関する必要な事項 <u>（組織）</u> 第8条 運営委員会は、次に掲げる者をもつて組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教官 (3) 副学長 1名 (4) 学部主事 (5) 附属図書館長</p>	<p>第1章 総則 <u>（目的）</u> 第1条 東京学芸大学情報処理センター（以下「センター」という。）は、学内共同利用施設として、<u>学術研究の推進、図書館システムの拡充、情報処理教育その他学内の情報処理の推進に資することを目的とする。</u></p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p><u>（職員）</u> 第3条 センターに、センター長及び専任教員のほか、必要な職員を置く。 2 前項に定める職員のほか、必要に応じて、兼任教員を置くことができる。 <u>（センター長）</u> 第4条 センター長は、本学専任の教授のうちから第5条に定める運営委員会の推薦に基づき、学長が任命する。 2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>第2章 運営委員会 <u>（運営委員会）</u> 第5条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。 <u>（審議事項）</u> 第6条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) センターの運営の基本方針に関する事項 (2) センター教員の人事に関する事項 (3) センターの予算に関する事項 (4) その他センターの管理運営に関する必要な事項 <u>（組織）</u> 第7条 運営委員会は、次に掲げる者をもつて組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 (3) 副学長（研究等担当） (4) 学系長 (5) 附属図書館長</p>

(6) 附属学校部長

(7) 学長が委嘱する教官 若干名

(任期)

第9条 前条第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第10条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもつて充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、議長となる。

(会議)

第11条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第12条 〔省略〕

第3章 所員会議

第13条 〔省略〕

(組織)

第14条 所員会議は、次に掲げる者をもつて組織する。

- (1) センター長
- (2) センターに所属する専任教官
- (3) センターの兼任教官

第4章 雑則

(庶務)

第15条 運営委員会及び所員会議の庶務は、センターが処理する。

第16条 〔省略〕

(6) 学長が委嘱する教員 若干名

(任期)

第8条 前条第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもつて充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、議長となる。

(会議)

第10条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第11条 〔省略〕

第3章 所員会議

第12条 〔省略〕

(組織)

第13条 所員会議は、次に掲げる者をもつて組織する。

- (1) センター長
- (2) センターに所属する専任教員
- (3) センターの兼任教員

第4章 雑則

(庶務)

第14条 運営委員会及び所員会議の庶務は、総務部学系支援課が処理する。

第15条 〔省略〕

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。